



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄ライフサイエンス研究センターの利用料金の承認（科学技術振興課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉政策課）…………… 3
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉政策課）…………… 3
- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課）…………… 3
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 4
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 4
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課）…………… 4

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）…………… 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 5

選挙管理委員会事項

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録基準日等…………… 5
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間…………… 6
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うこととなる基幹放送事業者等…………… 6

告 示

沖縄県告示第604号

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第57号）第13条第3項の規定により、次のとおり沖縄ライフサイエンス研究センターの利用料金を承認した。

平成26年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 沖縄ライフサイエンス研究センター
- 2 指定管理者 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号 バイオ・サイト・キャピタル株式会社
- 3 利用料金の適用年月日 平成26年12月1日
- 4 利用料金の額
 - (1) 施設利用料金

種別	単位	利用料金の額
研究室	1 平方メートル1月につき	2,360円
駐車場	1 台1月につき	3,080円
会議室	1 室1時間につき	220円
リフレッシュルーム	1 室1時間につき	820円
シャワー室	1 回につき	100円

(2) 附属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
----	----	----	--------

会議室等	テレビ会議システム	1式1時間につき	2,100円
	プロジェクター(大)	同	370円
	プロジェクター(小)	同	190円

(3) 機械器具利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額	
研究用機器	高速冷却遠心機	1式1時間につき	420円	
	多本架冷却遠心機	同	220円	
	超高速遠心機	同	1,010円	
	オートクレーブ(100リットル)	同	330円	
	大型恒温振とう培養機	同	310円	
	90リットル自動培養装置	同	1,520円	
	マイナス80度超低温フリーザー	同	130円	
	マイナス150度超低温フリーザー	同	150円	
	棚式大型凍結乾燥機	同	370円	
	中型恒温振とう培養機	同	110円	
	大容量パラレル遠心エバポレーター	同	1,150円	
	酸・塩基系ドラフトチャンバー	同	580円	
	ハイスループット遠心エバポレーター	同	530円	
	分光光度計	同	180円	
	小型自動分注器	同	710円	
	正立蛍光顕微鏡	同	720円	
	微量高速冷却遠心機	同	200円	
	超高速液体クロマトグラフシステム	同	1,850円	
	細胞解析装置	同	2,020円	
	ケミルミ検出器	同	220円	
	デジタルPCR	同	410円	
	DNA断片化装置	同	310円	
	マイクロプレートウォッシャー	同	220円	
	マイクロチップ型電気泳動解析装置	同	270円	
	パルスフィールド電気泳動装置	同	570円	
	マイクロプレートリーダー	同	250円	
	低圧クロマトグラフィ	同	460円	
	サーマルサイクラー	同	190円	
	コロニーピッカー	同	450円	
	10リットル自動培養装置	同	620円	
	連続遠心機	同	650円	
	連続遠心機(HEPAフィルター搭載型)	同	840円	
	天然物サンプル抽出用全自動HPLC	同	1,910円	
	高速溶媒抽出装置	同	700円	
	ロータリーエバポレーター	同	620円	
	有機系ドラフトチャンバー	同	740円	
	バイオメディカルフリーザー	同	190円	
	棚式小型凍結乾燥機	同	310円	
	四重極質量分析計	同	1,850円	
	キャピラリー遺伝子解析システム	同	880円	
	リアルタイムPCR	同	320円	
	PCRセットアップ用分注システム	同	240円	
	半導体型次世代シーケンサーシステム	同	570円	
	半導体型次世代シーケンサーシステム用前処理装置	同	280円	
	DNA断片ゲル抽出装置	同	230円	
	デスクトップ型次世代シーケンサーシステム	同	650円	
	全自動秤量システム	同	500円	
	粒度分布測定装置	同	310円	
	ベンチトップ型細胞分析システム	同	200円	
	クロマトグラフィシステム	同	370円	
	動物個別飼育制御装置	同	20円	
	その他機器	インクジェットプリンター	1式1時間につき	7円
	大型プリンター	B0サイズスタンダード普通紙	1枚につき	420円
B0サイズプレミアム光沢紙		同	2,620円	

B 1 サイズスタンダード普通紙	同	270円
B 1 サイズプレミアム光沢紙	同	1,360円
A 0 サイズスタンダード普通紙	同	370円
A 0 サイズプレミアム光沢紙	同	2,160円
A 1 サイズスタンダード普通紙	同	240円
A 1 サイズプレミアム光沢紙	同	1,130円

備考

- 1 利用料金の金額が1月単位で定められている場合において、利用の期間が1月未満であるとき、又は利用の期間に1月未満の端数があるときには、その利用の期間又はその端数の期間については日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の金額の月額を30で除して得た額にその月における利用日数を乗じて計算するものとする。
- 2 利用料金の金額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 3 利用料金の金額が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。

沖縄県告示第605号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
名護記念クリニック	名護市宮里七丁目22番35号	平成26年6月1日
糸満協同診療所	糸満市潮崎町二丁目1番地10	平成26年10月1日
森の薬屋薬局	八重瀬町字屋宜原238番地1	平成26年11月4日

沖縄県告示第606号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成26年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
名護記念クリニック	名護市宮里七丁目22番35号	平成26年5月31日
糸満協同診療所	糸満市字糸満1946番地	平成26年9月30日

沖縄県告示第607号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市下地地内（洲鎌地区）
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年12月1日から平成27年3月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（地区確定測量）

沖縄県告示第608号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮古島市平良字久貝アゲタ547番・550番2・551番1・551番4・551番5・551番6・551番7（以上7筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第609号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成22年沖縄県告示第586号で同意の認定をした粟国加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成26年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第610号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成25年沖縄県告示第454号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 南風原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・南1号津嘉山中央線
- 3 事業施行期間 平成25年8月9日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成25年沖縄県告示第454号の事業地のうち南風原町字津嘉山仲間原地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業地の変更

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成27年1月13日まで縦覧に供する。

平成26年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年11月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人メンタルケアL i n k
- 3 代表者の氏名 伊藝博
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市伊祖一丁目5番2号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、心の健康づくりに関する啓発活動を通して、人々がより充実した人生を送り企業や社会全体の発展に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成27年1月13日まで縦覧に供する。

平成26年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年11月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みやこ保育向上連絡協議会
- 3 代表者の氏名 池間由紀子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根885番地ちゅうりっぷ保育園内
- 5 定款に記載された目的 子育て支援に対する地域社会の福祉向上の発展と活性化に寄与することと、青少年健全育成と子どもたちの生活を守り、父母の働きやすい環境作りと、高齢者が地域で安心して生活していける社会の実現を図るため、福祉に関する事業を行い暮らしやすいまちづくりを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年2月19日 沖縄県指令土第131号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字座安浜原298番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊崎1番地1173シッタビバース大政2-B号室 宜保光博
- 5 検査済証番号 平成26年11月19日 第4152号
- 6 工事完了年月日 平成26年10月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年8月1日 沖縄県指令土第917号、平成24年11月19日 沖縄県指令土第1185号（変更）、平成26年1月30日 沖縄県指令土第57号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字茂佐773番1ほか5筆（2工区）
- 3 公共施設の種類の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市港一丁目1番1号 名護市長 稲嶺進
- 5 検査済証番号 平成26年11月20日 第4153号
- 6 工事完了年月日 平成26年10月27日

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第39号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準日、登録の日及び縦覧期間を次のとおり定めた。

平成26年11月28日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 1 被登録資格の決定の基準日 平成26年12月1日。ただし、年齢については平成26年12月14日
- 2 登録の日 平成26年12月1日
- 3 縦覧期間 平成26年12月2日

沖縄県選挙管理委員会告示第40号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による在外選挙人名簿に係る縦覧期間を次のとおり定めた。

平成26年11月28日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

縦覧期間 平成26年12月2日

沖縄県選挙管理委員会告示第41号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員の選挙において政見放送を行うこととなる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、次のとおりである。

平成26年11月28日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

放送の種類	一般放送事業者	届出候補者数が1人の政党	届出候補者数が2人の政党	届出候補者数が3人から5人までの政党
テレビジョン放送	琉球放送株式会社	/	1回	/
	沖縄テレビ放送株式会社	1回	/	1回
	琉球朝日放送株式会社	/	/	1回
ラジオ放送	株式会社ラジオ沖縄	1回	1回	1回

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--